

生活支援の担い手大募集！

訪問型サービスA 従事者養成研修

週1回
1時間から！

初めての方も
大歓迎！
年齢制限なし

訪問型サービスA従事者とは？

軽度の介護保険サービス利用者（要介護認定が要支援1・2に認定された方など）の自宅を訪問し、掃除・洗濯・調理・ゴミ出し等、身の回りの家事をお手伝いする従事者のことです。

着替えや入浴介助といった、利用者の身体に触れる介助（身体介護）は行いません。
1回あたりの活動時間は1時間程度です。

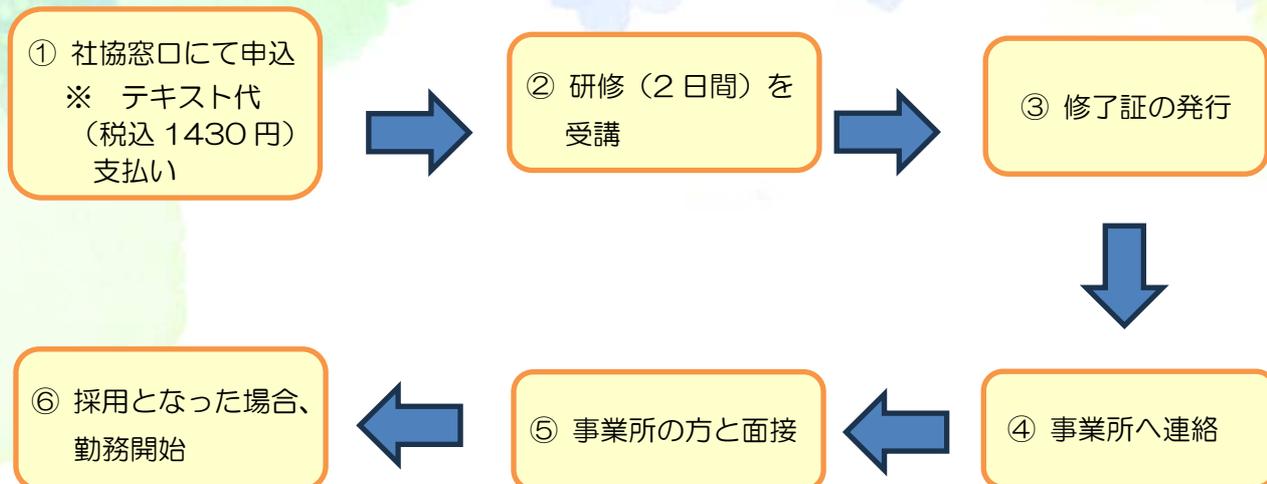
- 日 程 令和6年12月10日（火）10：00～16：40
17日（火） 9：30～15：30
- 会 場 粕壁市民センター（中央公民館）2階 多機能学習室
住所：春日部市粕壁 6918-1
- 対 象 市内訪問型サービスA事業所の従事者として活動意欲のある方
18名（申込順）※ 締切：11月20日（水）
- 受講料 無料
※ただし、テキスト代（税込1,430円）のみ実費負担
- 申込み テキスト代を持参し、社会福祉協議会窓口にて申込み



問合せ

春日部市社会福祉協議会
住所：春日部市中央2-24-1
電話：048-762-1081
担当：地域福祉担当

働き始めるまでの流れ



研修は誰でも受けることができるのですか？

18歳以上の方で、研修終了後、春日部市内の「訪問型サービスA事業所」で勤務する意思があり、研修を全日程受講出来る方であれば、どなたでも受けることができます。定年退職をして時間に余裕のある方や、子育ての合間でちょっとしたお仕事を探している主婦の方にもぴったりです。

研修はどのような内容ですか？

講義（介護保険制度の概要・春日部市の現状、認知症の理解、高齢者の身体の変化、介護における尊厳の保持など）と実技（車いすや杖歩行の介助、AEDを使用した救命訓練）の2日間（計10時間）です。

講師はどのような方ですか？

市内で「訪問型サービスA事業所」として指定を受けている事業所の担当者が講師を務めます。実際のサービスの様子や実体験に基づいた注意点を聞くことが出来るので、受講者の皆さまからは「働くイメージが湧きやすい」と好評です！

受講後は必ず事業所で働かなければいけないのですか？

可能であれば働いて、市内でお困りの方のために力を貸していただきたいです。しかし、受講後に「今すぐ勤務するのは難しそう」と感じられた場合は、まずはボランティア活動から始めてみるのも良いと思います。研修の中でボランティア活動に関する情報もご案内する予定です。